

第五十三回国会 参議院 商工委員会 會議録 第一号

昭和四十一年十二月二十日(火曜日)
午後一時五十分開会

委員

委員長

理事 村上 春藏君
理事 赤岡 文三君
理事 豊田 雅孝君
理事 柳田桃太郎君
理事 近藤 信一君
理事 井川 伊平君
理事 上原 正吉君
理事 大谷藤之助君
理事 近藤英一郎君
理事 宮崎 正雄君
理事 吉武 恵市君
理事 阿部 竹松君
理事 大矢 正君
理事 小柳 勇君
理事 榊 繁夫君
理事 藤田 進君
理事 鈴木 一弘君
理事 矢追 秀彦君
理事 向井 長年君

政府委員

通商産業政務次官 金丸 富夫君
通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君
通商産業省石炭局長 井上 亮君
通商産業省鉱山保安局長 森 五郎君
通商産業大臣 菅野和太郎君
通商産業政務次官 金丸 富夫君
通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君
通商産業省石炭局長 井上 亮君
通商産業省鉱山保安局長 森 五郎君
通商産業大臣 菅野和太郎君

本日の会議に付した案件

委員の異動

十二月十五日
辞任 柳木 亨弘君
補欠選任 重政 庸徳君

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤岡 文三君
理事 豊田 雅孝君

柳田桃太郎君

井川 伊平君
上原 正吉君
大谷藤之助君
近藤英一郎君
重政 庸徳君
宮崎 正雄君
吉武 恵市君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

菅野和太郎君

金丸 富夫君
大慈彌嘉久君
井上 亮君
森 五郎君

○継続審査要求に関する件

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は通商産業大臣の発言を許しましたあと、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案及び請願の審査をいたし、次いで継続審査要求の御決定を願うことといたしましたので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) 委員の変更について御報告いたします。

本月十五日、柳木亨弘君が辞任され、その補欠として重政庸徳君が選任されました。

○委員長(村上春藏君) この際、菅野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私は、今回はからずも通商産業大臣の重任を仰せつかったのでありますが、何ぶんにも微力なものでありますので、委員各位の御支援を得まして、この重任を果たしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(村上春藏君) 衆議院送付の石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

○国務大臣(菅野和太郎君) 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、経営基盤の悪化等きわめて憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されない情勢に立ち至っております。

このため、石炭鉱業審議会は一年余にわたる慎重な審議を経て、本年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしました。同年八月、この答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、昭和四十二年度からすべて実施する所存であります。このうち特に終閉山交付金制度の拡充強化等につきましては、昭和四十一年度から実施することといたしております。このため、本年度補正予算におきまして、単価引き上げに伴う予算措置を講ずることといたしておりますが、これに伴う制度改善につきましては、今回石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

改正の第一点は、今後やむなく生ずる非効率炭鉱の終閉山の円滑化をはかるため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者にかわって優先的に弁済する債務として、従来の貸付金債務及び貸付金債務のほかに、貸付金債務と同様の性格を持つものとして貯蓄金の返還の債務を加えることとしたこととあります。

改正の第二点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第三点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第四点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第五点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第六点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第七点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第八点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第九点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第十点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第十一点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第十二点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第十三点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

改正の第十四点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租賦権者が、毎年事業団に納付する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上善蔵君) 次に、政府委員から補足説明を聴取いたします。井上石炭局長。

○政府委員(井上亮君) 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正案につきまして、補足説明をさせていただきます。

改正の要旨は、ただいま大臣から提案理由として御説明がありましたとおり、二点でございます。

第一点は、終閉山に伴いまして、従来閉山交付金を交付する制度があったわけですが、これは未払い貸金、退職金に付きましては、この交付金からの配分の対象に相なっておったわけですが、社内預金は従来対象になっていなかったわけですが、ところが、石炭鉱業の過去数年の実態を見ますと、先生方御承知のように、石炭鉱業は非常に窮乏した経営を行なっており、また、たとえは期末手当とか夏期手当、あるいはひびきの金に付きまして、賃金の一部についても支払いが不能なために社内預金という形で積み立てられておいて、支払いを受けないでいる例が相当多かったわけでありまして、この法律の中では「貯蓄金の返還の債務」ということばを使っておりますが、実態は平たく言いますと、いわゆる社内預金でございますが、そういった社内預金につきまして、従来ですと、終閉山いたしました交付金をもらっても、それが返還の対象にならないというふうな事態でありましたために、きわめて、閉山のつど大きな問題を起しておったわけでありまして。

なお、社内預金の現状は、社内預金そのものの全体としては、石炭鉱業の中で大体二百六十億ぐらいであります。しかしその中で、先ほど御説明申し上げましたようないわゆる未払い賃金的なもの、あるいは期末手当の支払いができなかったために社内預金の形を取ったというふうなものは、二百六十億の大体半数程度がそういうものではな

かろうかというふうな調査をいたしております。今回、閉山交付金のトン当たり単価、これは従来トン当たり千二百円であったわけですが、これを二千四百円に引き上げるに際しまして、特にこの社内預金も交付の対象たり得るような法律改正をいたしたいというのが改正の第一点でございます。

それから第二点は、同じく閉山交付金に關連いたしますが、閉山交付金は国の予算措置でございますが、現実には閉山いたしました業者がもたらせて、それを賃金とか、あるいは周辺の中小企業とか、あるいは銀行債務とかいうような社会的な配分をこの交付金で行なうわけでございますが、この所要額は全部国の金ではありませんが、一部石炭業界が負担するわけでありまして、納付金制度と申しておりますが、従来この納付金

が、トン当たり三十四円石炭業者から徴収いたしておったわけですが、交付金単価を千二百円から二千四百円に引き上げるに際しまして、三十円から四十五円に納付金を引き上げたいというのが改正の第二点でございます。

こういった措置によりまして、今後の閉山をできるだけ円滑に処理いたしたいというふうに考えております。

なお、石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正もありますが、この改正の内容も、ただいま申しました納付金にからむ関連する問題でございます。大体内容といたしましては、全く同じ改正をいたしたい。ただ、一般の閉山と、鉱山保安にからみまして、保安勧告に基づいて閉山いたします場合との違いを申しますと、一般的な閉山につきましては、これは自発的な申し込みによって閉山するわけでございますが、その場合には、トン当たり交付金は千二百円、それを二千四百円に引き上げたわけでございますが、保安の場合には、きわめて保安の不良鉱山に対して国が勧告して閉山させるわけですから、その際の閉山交付金は従来四百円と六百円と両方ありました。租鉱権のほうは四百円、一般の採掘権者が六百円ということになっており

ましたが、それをそれぞれ三百円ずつ交付金を引き上げるといふ措置をいたしたいと思っております。その点が違いますが、制度の改正といたしましては全く同様の改正でございます。

以上、簡単に申し上げますが、今回の改正法案につきましての概要を御説明申し上げます。

○委員長(村上善蔵君) それではこれより本案の質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○柳田桃太郎君 大臣にお伺いいたしますが、政府の重要産業であり基幹産業であるこの石炭産業に対する基本的な考え方と、本年の八月閣議決定を見ました石炭鉱業の抜本的安定対策の具体的な進め方につきまして、その概要をまず承りたいと思います。

○国務大臣(菅野和太郎君) 石炭産業に対する基本的な考え方といたしましては、先ほど予算委員会でも申し上げたこととありますが、とにかく石炭産業を私企業として存続させたいという根本方針でありまして、私企業ではもう成立し得ない状態にあると思っております。そこで私企業として成立するがためには、政府ができるだけ援助をしなければならぬという立場をとっておりますのでありまして、これは申すまでもないことでありますが、日本のエネルギー資源の確保ということと国際収支の関係、あるいは産業に対する石炭産業の重要性というようなことを勘案いたしまして、どうしても私企業としては存続せしめなければならぬ。それに対して政府ができるだけ援助をするということと、先般の抜本策ができたのでありまして、八月の閣議では、この抜本策を強力に実施するという方針をとっております。

そこで、この石炭産業というものは、まあ御承知のとおりそれ自体で自立し得ないので、これはもう申すまでもないエネルギー革命の結果であります。まあそれについては、全部が全部赤字の部分でこれは政府が補助するということわけにいかないので、石炭産業界自体においても、お互いに相互扶助の精神でやってもらい、そしてまた、とうてい経営の成り立たないものは閉山する、閉山に対してはそれだけの手当をする、交付金を出す。しかしやり方によつてはペイするといふ鉱山は、これはできるだけ経営の合理化、技術の合理化をはかって経営させたいということで、大体約五千万トンは産出してもらいたいという計画を立てておるわけでありまして。五千万トンであります。しかし長期的な観点からすれば、できれば五千万トン以上に需要を確保したいといふつもりであります。大体五千万トンで一応計画を立てておる。抜本策にはそういうふうなうたてておるのであります。そういうことで五千万トンの石炭の需要を確保して、そしてそれだけは是非でもひとつ採掘して、そして日本のエネルギー問題の解決の一助としたい、こういうのが根本対策であります。

○柳田桃太郎君 すでに日本の石炭企業の現況は、非常に経営が危殆に瀕しておるというところは、大臣もお認めのことだと思っておりますが、さきの抜本的安定対策に盛り込まれておりますもののうち、ただいまの大臣の御説明にもございましたが、閉山交付金と、坑道掘進費の補助と電源開発公社に対する出資というもののだけを今回の補正予算でとり上げておられますが、最も期待をされておりましたこの閉山の合理化に伴ういわゆる借り入れ金の一千億の肩がわりと、それから炭鉱安定補助金というものは昭和四十二年度から実施するということとで申し送っておりますが、すでに御成案もあることと存じますが、どうして今回の補正にその片りんをお出しにならなかったか、その理由について御説明願いたいと思っております。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話のとおり、この私企業として存立させるためには、政府としてできるだけの援助をしなければならぬということと、抜本策に据つてあるものであります。そこで、それには相当の費用の支出を要すると思っております。その支出は大体特別会計を設けて、その特別会計でまかなつていこうという大体方針なのであ

ありますならば、さらに国会におかれまして、いろいろ御決議をされたり、私どもに御提示のありました八基建設、これも念頭に置きながら善処してまいりたいというふうに考えております。

○柳田桃太郎君 現在の需要が活発でないということについては、すでに御承知と思いますが、山元貯炭がこの脆弱な基礎の上に立っており、その貯炭産業を非常に圧迫をいたしておりますが、その貯炭約千三百万トンの内訳を見ますと、現在においては、通産省の統計では大口業者の貯炭が昨年より減り、山元貯炭のほうが増えてきておる趨勢が見えております。これにつきまして、おそらく電力用炭については、電力用炭販売会社の前払い金制度もあることとございまして、適当な措置がとられますでしょうか、一般炭については山元の金融情勢を悪化させておるような状態でございますが、これを何とか救済する方法が考えられておるかということ。

もう一つ、電力会社等が重油関税の還付を受けております。これは石炭の需要量に比例して還付されるべきものが、むしろ重油の使用量によって還付されておるような傾向になっておるようでございしますが、これは非常に矛盾があるように思われますが、どういふことでございしますか。

さらに第三は、皆さんが期待しておられます磯子の第一号は地元への反対によりまして、産業公害の発生をおそれ、運用を非常に反対をして、来年の三月なり六月なりに発電できるかどうかということも危ぶまれておるといふことが立つておりますが、さなきだに石炭需要を少なくすることではわれわれ憂慮されますが、こういう点はないかどうか、今後また石炭をたぐくことによつてそういった支障を生じないような考慮が指導されておるかどうかということもあわせて承りたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) まず貯炭の問題でございますが、貯炭は御指摘のように今日千二百萬トン台をこえています。千三百萬トンに近い数字に相なっております。これは相当容易ならぬ事態でございまして、石炭産業もこのために金繰りに非常に苦しんでおるわけでございします。まあ過般米石炭産業につきましても金融懇談会を設けて、これらについて慎重に対策を練り、手を打っておりますが、結論的に申しますと、特にこの一般炭につきましても、電力用炭販売会社からこの貯炭のつまずき、石炭の前払い金のような形で貯炭融資をするというふうな措置で、この年末は過般米という対策をすでに講じてございします。しかし、今後ともこの貯炭のアップがございしますので、金融対策には十分注意してまいりたい。

第二の関税の還付の問題でございますが、これは御指摘のように、まことに従来の制度は抽連をとるとんで、こういった負担増対策をやりました。が、御指摘のとおり欠陥がございしますので、来年度からは負担増対策としまして、関税を還付する制度をやめまして、関税収入は一括特別会計に入るような形をとり、その中から電力に対して、引き取りに充てた負担増対策を講ずるようになしたいというふうに考えております。

次に、電産火力二基新設を今年度内からいたしたいというところで、ただいま修正予算等も提出されていただいたわけでございしますが、そのうちの関西の高砂は順調にございしますが、横浜の磯子の火力の建設、これにつきましては、御指摘のようによくに地元がなおこの建設に賛成とされない面もございします。これは一部の見解のようでございしますが、あまりいふまでもなく、横浜の磯子というふうな配慮もございまして、まあ来年に入りまして早々に、もう少し地元の説得工作を続けまして、いすれにしましても年度内着工できるように促進をいたしてまいりたいというふうに考へております。なお、今後の建設につきましても、十分地元等との調整を事前に行いたしまして、そういう遺憾のないようにいたしたいと思つております。

○柳田桃太郎君 もう一つお伺いをいたしたいと思ひますが、今回の政府の抜本的安定策が全面的に実施されれば、ほぼ石炭企業も自立安定をする

とわれわれは考えたのでございしますが、巷間伝えるところによりますと、この対策をやりましても、石炭企業の繰り越し欠損額や、あるいは退職金の不足額や、あるいは近代化の資金の借り入れ等、直ちにまた二千億程度の資金を借り入れなければならぬ、さらに政府の懇請しておる月間出炭能力を最高度に上げても、なお過半数の石炭産業というものは、炭鉱というものは、現在の価格では採算がとれないのではないかというところを非常に憂慮する向きがあるのではありませんか。それならば、現在行なわれておる——、これは抜本的な言つておられますけれども、非常にまだ微温的な、びよりのなものであつて、これでは日本の石炭産業は救われないのではないか、さらにまた超抜本的なものを考えなければならぬのではないかという気がいたしておりますが、これに対する紀要であるかどうか御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 柳田先生の石炭産業の将来に対する御懸念は、率直に言ひまして、私ももつともだと思ひます。ただしかし、政府といたしましては、過日の閣議決定もいたしまして、まあ閣議決定そのものは比較的抽象的でございますが、要は来年度予算編成をひとつの契機といたしまして、この予算編成をしっかりとしたものをつくり上げれば、それからなお本日閣議審議会——いまやっておりますわけですが、私もあとかけつけて関税の四年延長をお願いいたしますけれども、こういう一連の措置ができれば、私は相当長期に安定が可能になるのではないかと、先ほど大臣もおっしゃいましたように、特に来年度は石炭産業特別会計をつくりまして、関税収入をもつてやりたい。ただこの特別会計も、先ほど大臣が来年度は大体五百億程度とおっしゃいましたのは、大体来年度の関税収入が約五百億程度というところで、これに盛り込むべき内容、政策のアイテム、つまり支出面のアイテムにつきましては、これはおおよそ石炭に関係のあるものを全部入れられますと、五百億ではとうてい足りません。したがらしまして、その関係をどうするかとい

うことで、ただいま大蔵省と予算折衝をいたしておりますが、こういった一連の問題がまあ満足すべき状態で解決されますならば、私はまあ先生の御懸念はあまりないのではないかと、いふふうに考へております。

○柳田桃太郎君 大臣にお伺ひいたします。

国の石炭産業に対して適切な指導監督体制の問題であります。来年度から特別会計をつくりまして、直接対策だけでも五百億、トン当たり約千円の国費をつぎ込むわけでございますが、これだけの国費をつぎ込む石炭企業に対して、どういふ適切な指導監督体制を持つべきかということについてであります。

一つは、一千億の債務肩がかりをする、一千億の債務肩がかりをする場合に、その運用管理の適切と厳正を期するためには何か特別立法が必要なのではないかということが一つ。

第二番目は、経理業務の監督に関する臨時の措置法はございしますが、他の産業では、たとえば海運業などもそうでありまして、みずから必要な抜本的な合理化対策を打ち出してあります。しかるに石炭産業の場合は、鉱区の再編成も、企業の合併も、輸送の合理化も、あるいは社外の投融資の規制等も他の産業から比べて、まだきびしくないので、これほどの国家的財政的援助を受ける産業として、もう少し企業体みずからがきびしくみずからを律して立ち上がり、政府はこれに必要な法的措置もまた考へるべきじゃないかと考へますが、どうでありますか。

○国務大臣(曾野和太郎君) 柳田先生から今後の石炭産業に対する指導監督と申しますか、そういうことについてお尋ねがありました。仰せのとおり、今後の石炭産業を確保するについては、政府が非常な金額を支出するのでありますが、しかし、同時に経営者自身もやはり反省してもらつて、そして経営の合理化をはかるということをやつてもならなければ、いかに政府が金をつぎ込んでもこれは成功しないと思ひます。そういう意

味で、政府も金をつぎ込むが、経営者もひとつ大いに反省してもらって、いままでのような甘い考えを持たずに、少しきびしい考えを持って経営してもらいたいというのをわれわれは熱望いたしておるのであります。政府と民間と両々相まつてひとつ石炭産業の安定をはかりたい、こう考えております。

なお、いまの相当政府が金を出すので、それに對して何か監督することを考えておるかというお話がありました。まあ相当の金額を支出いたしますので、これについては政府は十二分にひとつ監督しなければならぬと思ひますので、来年度は再建整備法というような法律をつくりたいということで目下立案中であります。経理規制法についてはいま現にあるのですが、これはなお強化して、そして経理面については厳格にひとつ監視するといふようなことで、政府の監督を強化して、そしてひとつやっていきたい、こう考えております。

○柳田桃太郎君 最後に、本日の提案にかかります措置法に伴う問題をお伺いいたしますが、これはトシ当たり千二百円を今回は二千四百円に引き上げ、主として貸金債務等の未払いを処理するということで、やむを得ざる措置であり、また適当な措置であらうと思はれますが、いままでですでおつた未払い分を今回これで整理するのかどうかというところが一つ、それから社内預金に高額の金利がつけられておるところがございしますが、これを一定割合で保証するということに定められておりますが、その一定割合とはどの程度を意味しておるのかということがございします。

それから、これに見合ひまして、納付金の納付限度を引き上げられるのはやむを得ないことでございしますが、現在でも非常に採算不良の炭鉱に、トシ当たり三十円を四十五円にするといふことは非常に大きな負担のように考えられますが、これが滞納になれば、地方税法に基づいて滞納処分をされるのであります。しかるに、なお資料により

ますと、八千万円以上の不納欠損が生じておるといふふうでございしますが、そういう不納欠損が生じた場合、これらはどこでだれが最終的に措置するかどうかということ、さらに貸金等の債務の支払いが今回の閉山交付金の範囲内で払えない鉱山も出るかと思ひますが、そういうものの措置はなお未済のまま残るかどうか、そういう問題について、最後に井上石炭局長の説明をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 先生御質問の第一点でございしますが、すでにある未払い貸金、これはどうなるかというお尋ねでございしますが、今回政府は閣議決定によつて閉山交付金トシ当たりを引上げたわけでございしますが、この引き上げ措置の適用は本年度の最初にさかのぼつて実施したいといふことで、すでにその事務を進めております。正確に申しますと、本年の二月十五日以降に本年度四十一年度閉山分として申し込まれた山について適用するということがございします。さかのぼります。

それから第二の点は、社内預金につきまして、これは配分にかゝる問題だと思ひますが、その一定割合については見るけれども、ある割合は一応見ない、優先弁済の形では見ないといふような規定があるわけでありまして、これはまあ法令で定めたいと思ひますが、ただいまのところこれはこういふ考え方でございします。この社内預金に金利がついておられます。ところが会社によりまして安いいところもあつた。たとえば七分というところもあつた。ところもあつた。八分五厘というところもあつた。これは労働力の関係で、つまり経営者が払うべきものを払わないわけでありまして、払えないわけですから、払えないで社内預金という形で納めておるわけですから、どうしても労働者の関係、労働組合の非常に強いところでは非常に高い金利を要求するところがあるわけでありまして、特に、ここで言つておられますが、特に優先弁済をさしてあげたい、優先弁済の範囲に入れます

すものにはまあ大体六分程度、これが従来の政府のこういつた措置についての慣行になつておりますが、これがまあ六分になるのか何分になるのか、もう少し関係各省で打ち合せてみたいと思ひますので、まだ結論は出ておりませんが、そういう考え方、それ以上の分については一般債務として扱われると、優先弁済でなくして一般弁済に扱われるといふような考え方で措置したいと思ひます。

それから第三の納付金の負担の問題でございしますが、これは確かに柳田先生御指摘のとおり、石炭産業の今日の事情から納付金をさらに引き上げるなんというところはほんとうに何といひますか、たいへんな問題でございします。しかしながら私どもは、今度この納付金を引き上げるに際しまして、同時にうらはらとしての助成策も別にこれは来年度予算編成の内容によるわけですが、そういった配慮もいたしておりますので、こういつた納付金の負担にたえられるような対策を講じてまいりたいといふふうに考えております。

それから第四の貸金債務が支払えなくなつた場合に、それは未済として残るかという御指摘でございしますが、これは率直にお答えしますとそうなります。ただしこれは閉山いたしました形態にてもありますが、たとえば大手のたぐいさん山を持つてゐる企業におきましては、これは要するに石炭鉱業として生きてゐるわけですから、依然として払えなくても、なお今後退職者は生きておりますその会社に対して債権の行使ができますから、これは必ず適當な機会にはまた支払えるであらうといふふうに考えております。ただ一山一社の場合は、肝心の会社が倒山しちゃつた場合、この場合は遺憾ながらこの交付金の範囲内ではかまらなないケースが多いのではないかと、一山一社の場合、炭鉱主が非常に資産でもあれば当然請求できるわけですが、完全に無資力な場合には、場合によりまして、この交付金の交付の範囲内だけにとどまるケースもございします。

以上簡単でございしますが、御答弁申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでありまして、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春蔵君) 全会一致と認めます。

よつて本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上春蔵君) 次に、請願審査を行ないます。

第一号、国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に關する請願外三件を一括議題といたします。

本請願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました。以下お手もとに配付いたしました資料によつてその結果を御報告いたします。

第一号及び第三号の請願は、いずれも議院の會議に付するを要するものとして内閣に送付することを要するものと決定いたしました。以上御報告いたします。

ただいま報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上春蔵君) 次に、継続審査要求についてお諮りいたします。

予備審査のため、本委員会に付託されました消費者基本法案、物価安定緊急措置法案の両法案につきましては、閉会中もお審査を継続することとし、両法案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に関する諸願(第一号)

一、東京にアジア・エレクトロニクス研修センター設置に関する諸願(第三号)

一、北九州市小倉炭鉱被害に基因する水害地の復旧予算に関する諸願(第三十九号)

一、福岡県三菱新入炭鉱の石炭採掘とこれが地表に及ぼす影響の調査並びに復旧に関する諸願(第五三七号)

第一号 昭和四十一年十一月三十日受理

国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に関する諸願

請願者 東京都港区新橋一ノノ一三東電

旧館内エレクトロニクス協議会

内 浜田成徳

紹介議員 大森 創造君

国産電子計算機の画期的振興を図るための利用増大方策として左記事項を実現されたい。

一、データ通信網の整備による電子計算機の広域かつ共同利用の増進を図ること。

二、電子計算機ソフトウェア専門の総合開発機関を置くことを早急に検討し、これが実現を図ること。

理由

一、国産電子計算機の第一号機が開発されてからすでに十数年を経過した現在においても、その設置状況からみると、いぜんとして外国機の優勢を認めざるを得ない。これはソフトウェアの開発が外国機よりおこなわれていることに起因している。

二、電子計算機が一国の頭脳の集大成とも言われる今日の情勢からしてこれが対策ははなはだ重要であるが、政府の措置は技術的なものとはなっていない。

三、国産電子計算機工業の国際競争力強化のための施策としては、すでに電子工業審議会から通商産業大臣に対し具体的な施策が答申されているが、これらの施策と平行して、前記二項目のすみやかな実施を政府関係機関が一致協力して促進されたい。

四、国または公共資本の出資による開発機関は、従来の研究機関のように実態面と遊離した形で置かれるものでなく、データ通信網と密接に連けられた即応的な組織とすることが必要である。

る。

第三号 昭和四十一年十一月三十日受理

東京にアジア・エレクトロニクス研修センター設置に関する諸願

請願者 東京都港区新橋一ノノ一三東電

旧館内エレクトロニクス協議会

内 浜田成徳

紹介議員 大森 創造君

新興諸国(わが国の経済援助が行なわれている低開発国のほかアジア、アフリカ、オセアニア地域における低開発諸国)におけるエレクトロニクスの普及発展を図ることを目標として、その中核的推進力となるアジア・エレクトロニクス研修センターを東京に設置するよう要望する。

理由

一、新興国に対する経済援助政策は、その国の近代化に対する協力であり、経済援助と並んで技術協力が強調されるのも近代化の過程において科学、技術の持つ絶対的な役割を意味することにはかならない。エレクトロニクスは、科学、技術の発展の重要な因子であると同時に、交通、通信、放送等に電子計算機のごとく、国家、社会の経済、活動に不可欠のものである。特に、新興国の近代化を推進するためには、これらの整備、拡充ないし向上発展が必要とされ、そのためには新興国におけるエレクトロニクスの振興方策が講ぜられねばならない。

二、新興国におけるエレクトロニクスの振興方策としては、(一)技術導入に基づく、自律的な開発と生産、(二)機器、装置の輸入による設備の拡充、強化である。このためには、多数の技術者、技能者を必要とするが新興国において現在最も必要とするものは、(一)施設の維持、管理に当るべき技術者、(二)設計、開発と生産、計画の中核となるべき技術者である。このことは三回にわたって開催されたアジア・エレクトロニクス会議が示している。

三、アジア・エレクトロニクス研修センターは新興諸国における上述の問題を解決するため、これ等地域の希望者に対し、エレクトロニクスの研究と技術修得の道を開き、中核的技術者を養成し、エレクトロニクスの振興の基盤を作ると同時に、新興国のエレクトロニクス振興に対し、よき指導者、協力者たらんとするものである。(アジア・エレクトロニクス研修センター設置概要(添付))

第二十九号 昭和四十一年十二月五日受理

北九州市小倉炭鉱被害に基因する水害地の復旧予算に関する諸願

請願者 北九州市小倉区宇佐町三小倉炭鉱

被害復旧期成同盟内 森原春一外

千三百四十六名

紹介議員 須藤 五郎君

小倉炭鉱の鉱害に基因する北九州市小倉区東部地区一帯の鉱害復旧のうち、特に地盤沈下によつて水害常態化している約一千世帯の鉱害復旧費について、通産省は緊急度の高いものに限り、公共施設の復旧費を含めて二億三千七百万円の予算化をしているとのことであるが、これを査定段階で削減等を行なわないようにせられたい。

理由

一、小倉炭鉱は、昭和十二年鉱区を買収し、軍国主義はなやかな時代を経て、昭和四十年四月に全面的な閉山廃鉱となつた三十年の間、地表に鉱害を及ぼさない措置(例えは充てん等)が講ぜられないうまま石炭採掘が行なわれたため、小倉区東部地域四十箇町内約五千戸に被害を与えている。

二、被害の状況は筆舌では尽しえないが、地盤沈下による家の傾むき、壁の破れ落ち、戸、障子のスキ間、側溝の逆流はすべての家屋に共通し、浴槽のひび割れ、屋根瓦のずれによる雨もり等苦情はとどまるところがない。今日まで小倉炭鉱が復旧に当たってきたが、部分修理は各自の負担で行なわれ、家屋の建て直しや修理をし

たものも相当数にのぼっている。

三、特に、鉱害による水害の常襲地帯は、五十ミリ程度の雨が三十分も降ると床上並びに床下浸水する地帯で約一千戸もある。このうち約百戸ほどが引き揚げられ、残りの特に急を要するものについて予算化されたことであるが、小倉炭鉱復旧費は、公共施設を加えて二十億円を越えるものであり、また、当鉱害を五箇年計画で復旧し、鉱害復旧のモデル地区とするといわれていることからみれば、不十分な予算化である。

第五三七号 昭和四十一年十二月十二日受理

福岡県三葉新入炭鉱の石炭採掘とこれが地表に及ぼす影響の調査並びに復旧に関する諸願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山新橋地区炭業被害者組合内 原三千人

紹介議員 向井 長年君

三葉新入炭鉱の地下採掘と揚水が、どのように地震変動を引き起こし、地上物件に影響を与えたかを調査の上、すみやかに真因を究明し、石炭産業の犠牲者に鉱害復旧のみちをひらかれたい。

理由

一、私どもは、昭和三十五年から、明らかに三葉新入炭鉱の地下採掘に基づくと考えられる地表の不均等沈下をめぐって、鉱害認定の折衝を重ねてきたが、昭和三十八年福岡通商産業局鉱害部は、なんらの科学的調査も行わず、本地域はでい炭層であるため地表の沈下現象が即、鉱害とは認めがたいという仲介案を決定し、意識的に責任の所在をくらますことによつて、私どもに重大な不利益を与えている。

二、この仲介案の論理を裏返せば、このような地域における不均等沈下の現象は即、鉱害でないとは言いがたいと受け取れる。

三、さらに、三葉新入炭鉱終山処理事務所長によつて代表される鉱害否認の論理は、福岡通商産業局の仲介案をたてとして、本地域の陥落は、でい炭層であるため国鉄引込線及び県道(直方、

本月線)を走行する車両による沈下現象で、三葉新入炭鉱の石炭採掘に基づく因果関係は全くないと言っている。

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「貸金債務」を「貸金債務等」に改め、同条中「買取の日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、その買取の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加える。

第三十五条の三の見出しを「(債務の弁済)」に改め、同条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に改める。

に、「同項の」を「同項各号列記以外の部分の」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあつてべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあつてべき金額をこえる場合にあつては、同号に掲げる貸金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあつてべき金額)及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあつてべき金額」に改める。

第三十五条の四中「前条第一項」を「前条第一項各号列記以外の部分」に改める。

第三十五条の五中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」に改める。

第三十六条第二項中「三十円以内」を「四十五円以内」に改める。

第二条 石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあつてべき金額(同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあつてべき金額をこえる場合にあつては、同号に掲げる貸金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあつてべき金額)及び同項第二項に掲げる債務の弁済にあつてべき金額」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月十九日予備審査のため、本委員会に左の議案を付託された。

一、消費者基本法案(衆)(継続案件)
一、物価安定緊急措置法案(衆)(継続案件)

昭和四十一年十二月二十四日発行

昭和四十一年十二月二十六日印刷

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局